

各 位

2017年8月25日

株式会社ラフテル  
代表取締役 鍋田志行



絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律違反について

謹啓

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、平成29年 6月20日に絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律違反の疑いがあるという事で書類送検されていましたが、平成29年 7月4日に、不起訴となりましたので、ご報告いたします。

皆様に多大なるご心配、ご迷惑お掛けし深くお詫び申し上げます。

今後このような事が発生しないよう、再発防止に努めるとともに、法令厳守の徹底、管理の在り方を、もう一度見直し、改善していく所存でございます。

今後ともご愛顧承りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬白

様式第113号 (刑訴第259条, 規程第73条)

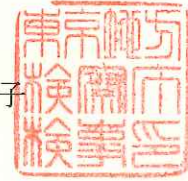
## 不起訴処分告知書

平成29年 8月21日

鍋田 志行 殿

東京地方検察庁  
検察官検事

緒方 由紀子



貴殿の請求により下記のとおり告知します。

### 記

被疑会社 株式会社ラフテル に対する 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律違反 被疑事件については、平成29年 7月 4日、不起訴の処分をしました。

平成29年 検第16920号